平成２８年（フ）第５０７号
川崎市高津区諏訪２丁目12番５号
債務者　岩永　浩国
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５１７号
川崎市川崎区浅田２丁目１番10号　108
債務者　板垣　政美
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２００号
名古屋市中区新栄３丁目14番21号　アセーラ新栄601号
債務者　篠原　翔太
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３７９号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅６棟210号
債務者　出水　鮎美
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４０６号
愛知県尾張旭市東大久手町１丁目１番地11　コーポ一の曽３号
債務者　廣瀬みさ子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５０３号
名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘28棟103号
債務者　東　　美子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５４３号
愛知県清須市新清洲５丁目２番地12
債務者　荒井由美子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７７号
岡山県倉敷市玉島八島1814番地13
債務者　植野千重美
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
岡山県倉敷市中畝５丁目８番40号　アルスなかせＢ102
債務者　長﨑千恵子（旧姓丹正）
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
高知市上町５丁目７番８号　しらさぎマンション203
債務者　安井　明光
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６５号
高知市瀬戸南町２丁目８番35号
債務者　北代　桜子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６６号
高知市瀬戸南町２丁目８番35号
債務者　北代　絵夢
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８７号
高知市横浜370番地１　美鈴コーポⅡ・303号
債務者　繁山　　徹
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１０号
高知市朝倉丙1821番地１　ハイム24唖内302
債務者　西森　　綾
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１２号
高知市長浜5714番地１　改住２号
債務者　永野しずか
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１４号
高知市日の出町８番14号　コーポＨＡＲＵＭⅠ201号
債務者　松岡　和美
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３６号
愛知県豊橋市高師本郷町字山腰18番地２（２）
債務者　杉浦　恭子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午前11時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部